

## 磁気探査機器性能検査実施要綱(案)

### 1. 磁気探査機器性能検査の目的

この検査は、沖縄県内の不発弾探査に使用されている磁気探査機器のフラックスゲート型センサー、3軸型全方位磁気センサー(以下、「磁気探査機器」という。)の性能を検査し証明することにより、発注者、磁気探査機器所有者及び磁気探査業者の業務の合理化に資するとともに磁気探査業務の品質確保を図ることを目的とする。

### 2. 検査の実施

磁気探査機器の性能検査は、平成25年4月10日取得、実用新案第3183187号「磁気探査機器性能システム」により検定するものとし、磁気探査機器性能検査委員会(以下、「委員会」という。)において合否判定を行うものとする。

### 3. 検査の手続き

磁気探査機器性能検査は、別紙の磁気探査機器性能検査体制及び手続フローによるものとする。

### 4. 実施機関の業務

#### (1)委員会、事務局の設置及び性能検査員の指名

1) 磁気探査機器性能検査実施機関(以下、「実施機関」という。)は、委員会及び磁気探査機器性能検査委員会事務局(以下、「事務局」という。)を設置する。

委員会は、性能検査に関する事項について審議し、合否判定を行う。

事務局は、委員会の運営及び関係資料の取りまとめに関する一切の事務を行う。

2) 委員会は、学識経験者、磁気探査に係る有識者、行政機関又は行政機関OB等で構成し、実施機関の長がこれを委嘱する。

3) 委員会は、実施機関が行う検査を確認する性能検査員を指名する。

性能検査員は、実施機関が実施する性能検査に立ち会い確認を行う。

#### (2)審査及び合否判定

委員会は、申請資料及び磁気探査機器の検査結果について、検査実施資料を基に合否判定会議において審査し、合否判定を行うものとする。

#### (3)証明書の発行

実施機関の長は、委員会において性能証明が得られた磁気探査機器に対し、当該磁気探査機器の所有者に証明書を発行するものとする。

なお、証明書の有効期間が発行日から1年間とする。

### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。